

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

道選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の
要旨の公表…………… 84

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 84

目次

規 則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子ども未来推進局) 65
○北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則…………… (子ども未来推進局) 67
○北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則…………… (農業経営課) 67
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課) 70

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定… (循環型社会推進課) 70
○知事権限に係る保安林の指定の予定 (2件) …………… (治山課) 71
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課) 71
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) 72
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課) 72
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課) 72
○土地収用法による土地の立入りの通知…………… (建設部総務課) 73
○道路の供用の開始…………… (道路課) 73
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課) 74
○河川予定地の指定の一部改正 (2件) …………… (河川課) 74
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の決定…………… (河川課) 75
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等…………… (河川課) 75
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防災害課) 75
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防災害課) 76
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防災害課) 76
○都市計画事業の事業計画の変更の認可…………… (都市環境課) 81
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (会計事務センター) 81

道立緑ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 82

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 82
○特定調達契約に係る入札の公告…………… 83

規

則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第18号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和32年北海道規則第128号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第36条の37」を「第36条の41」に改める。

第13条の2中「第36条の39第1項」を「第36条の43第1項」に、「第36条の40第1項第1号」を「第36条の44第1項第1号」に改める。

第13条の2の2中「第36条の42」を「第36条の46」に改める。

第13条の2の3中「第36条の39第2項」を「第36条の43第2項」に改める。

第13条の3第1項中「第1条の32第2項第1号」を「第1条の33第2項第1号」に改める。

第13条の3の2第1項中「第36条の39第1項各号」を「第36条の43第1項各号」に改める。

第13条の3の3第1項中「第36条の36各号」を「第36条の40各号」に改める。

第13条の20の次に次の3条を加える。

(家庭的保育事業の開始の届出)

第13条の21 法第34条の14第1項の規定による家庭的保育事業の開始の届出は、別記第17号様式の14によってしなければならない。

(家庭的保育事業の変更の届出)

第13条の22 法第34条の14第2項の規定による家庭的保育事業の変更の届出は、別記第17号様式の15によってしなければならない。

(家庭的保育事業の廃止等の届出)

第13条の23 法第34条の14第3項の規定による家庭的保育事業の廃止又は休止の届出は、別記第17号様式の16によってしなければならない。

別記第16号様式中「第36条の37」を「第36条の41」に改める。

別記第16号様式の2中「第36条の39」を「第36条の43」に、「第36条の40」を「第36条の

44」に改める。

別記第16号様式の 3 中「第36条の42」を「第36条の46」に改める。

別記第16号様式の 4 中「第36条の39第 2 項」を「第36条の43第 2 項」に改める。

別記第17号様式の 2 を次のように改める。

別記第17号様式の 2 削除

別記第17号様式の13の次に次の 3 様式を加える。

別記第17号様式の14（第13条の21関係）

家庭的保育事業開始届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 市 町 村 名
代表者の氏名

印

次のとおり家庭的保育事業を開始しますので、児童福祉法第34条の14第 1 項の規定により届け出ます。

1 事業

(1) 種類

(2) 提供する便宜等の内容

2 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

職	種	氏	名	経	歴

3 家庭的保育者の氏名、経歴及び住所

氏	名	経	歴	住	所

4 家庭的保育事業の用に供する施設

(1) 名 称

(2) 種 類

(3) 所 在 地

(4) 利 用 定 員

5 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 別紙のとおり

6 事業開始の予定年月日

7 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり

別記第17号様式の15（第13条の22関係）

家庭的保育事業変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 市 町 村 名
代表者の氏名

印

次のとおり児童福祉法第34条の14第 1 項の規定により届け出た家庭的保育事業を変更しましたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

1 事業

(1) 種類

(2) 提供する便宜等の内容

2 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

職	種	氏	名	経	歴

3 家庭的保育者の氏名、経歴及び住所

氏	名	経	歴	住	所

4 家庭的保育事業の用に供する施設

(1) 名 称

(2) 種 類

(3) 所 在 地

(4) 利 用 定 員

5 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 別紙のとおり

6 変更年月日

7 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり

注 変更になる部分のみ記入すること。 別記第17号様式の16（第13条の23関係） 家庭的保育事業廃止（休止）届 年 月 日 北海道知事 様 届出者 市 町 村 名 代表者の氏名 印 次のとおり家庭的保育事業を廃止（休止）しますので、児童福祉法第34条の14第3項の規定により届け出ます。 1 廃止（休止）予定年月日 2 廃止（休止）の理由 3 現に保育を受けている乳幼児に対する措置 4 休止の予定期間 附 則 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。 北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第19号 北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則 北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。 別表第2末尾欄外注1の事項中「第314条の7第1項第1号及び第2項」を「第314条の	7」に改め、同注2の事項中「第78条第2項第1号、第92条第1項及び」を「第78条第1項及び第2項各号（第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に適用する場合に限る。）、第92条第1項並びに」に、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め、同注10の事項を同注11の事項とし、同注9の事項を同注10の事項とし、同注8の事項を同注9の事項とし、同注7の事項の次に次の1項を加える。 8 小規模住居型児童養育事業所若しくは里親に委託されている児童又は母子生活支援施設に入所している児童が児童自立支援施設通所部又は情緒障害児短期治療施設通所部へ通所する場合における徴収金の額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。 附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。 北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第20号 北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則 北海道農業改良資金等貸付規則（平成14年北海道規則第96号）の一部を次のように改正する。 第1条中「農業者等及び」を「農業者等、」に、「への農業改良資金」を「及び製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第2条第4項に規定する製造事業者及び同条第6項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。）への農業改良資金」に改める。 第2条第1項に次の1号を加える。 (8) 米穀新用途利用促進法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた米穀新用途利用促進法第2条第3項に規定する生産者及び同計画の認定を受けた同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行うもの（同計画に従って、同条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。） 第2条に次の1項を加える。 3 農業改良資金の貸付対象となる製造事業者等は、米穀新用途利用促進法第8条第1項に規定する認定製造事業者等（以下「認定製造事業者等」といい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第2条第4項に規定する事業協同組合等又は同条第6項に規定する促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。）（米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置（以下「農業改良支援措置」という。）を行うものに限る。）とする。
--	--

第3条第1項中「及び第5条」を「、第5条」に改め、「必要な資金」の次に「及び第5条の認定を受けた認定製造事業者等が当該認定に係る農業改良支援措置を実施するのに必要な資金」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「又は一の認定中小企業者」を「、一の認定中小企業者又は一の認定製造事業者等」に改め、同項ただし書中「前条第1項第1号、第6号及び第7号並びに第2項に掲げるもの以外の」を「前条第1項第2号から第4号に掲げる」に改め、同条第3項ただし書中「前条第1項第5号及び第7号」を「前条第1項第5号、第7号及び第8号並びに第3項」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 3 貸付資格の認定を受けようとする認定製造事業者等は、第1項の申請書に米穀新用途利用促進法第5条第3項に規定する認定生産製造連携事業計画の写しを添えて、貸付けを受けようとする日の60日前までに、当該認定製造事業者等が農業改良資金の貸付けを希望する融資機関を経由して知事に提出するものとする。

別記第1号様式中

申 請 者	1 農業経営改善計画等の認定を受けた農業者（規則第2条第1項第1号） ☐ 2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第1項の認定農業者（規則第2条第1項第5号） ☐ 3 農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者等（規則第2条第1項第6号） ☐ 4 生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等（規則第2条第1項第7号） ☐ 5 上記以外の農業者等 ☐ 6 認定中小企業者（規則第2条第2項） ☐
-------	---

を

申 請 者	1 農業経営改善計画等の認定を受けた農業者（規則第2条第1項第1号） ☐ 2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第1項の認定農業者（規則第2条第1項第5号） ☐ 3 農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者等（規則第2条第1項第6号） ☐ 4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律による生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等（規則第2条第1項第7号） ☐ 5 米穀の新用途への利用の促進に関する法律による生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等（規則第2条第1項第8号） ☐ 6 上記以外の農業者等 ☐
-------	---

- | |
|---|
| 7 認定中小企業者（規則第2条第2項） ☐ |
| 8 認定製造事業者等（規則第2条第3項） ☐ |

に改め、同様式末尾欄外注の事項中「（認定中小企業者）の次に「及び認定製造事業者等」を、「写しを」の次に「、認定製造事業者等は同別添及び生産製造連携事業計画の写しを」を加え、同様式（別添）を次のように改める。

（別添）

農業改良資金貸付資格認定申請書別添（認定中小企業者及び認定製造事業者等用）

- 1 認定中小企業者又は認定製造事業者等の資金計画等

（1）資金計画

総事業費	資金調達区分		
	農業改良資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

注 借受けが共同の場合には、借受者別明細表を添付すること。

（2）償還計画

償還期間	年	据置期間	年	借入希望年月	年 月
元金償還方法	元金均等	元金償還期日	月末日	最終償還期日	年 月末日
第1回目の償還額	千円		第2回目以降の償還額	千円	

- 2 認定中小企業者又は認定製造事業者等による農業改良措置の支援内容

（1）認定中小企業者又は認定製造事業者等による農業改良措置の支援概要

ア 農業改良措置を支援するための措置の内容

--

イ 支援によって改善される農業者等の農業経営の概要

区 分	具体的作物家畜名等
☐ 新農業部門の経営の開始 ☐ 新加工事業の経営の開始 ☐ 農畜産物の生産方式の導入 ☐ 農畜産物の販売方式の導入	

産物等の引受けに係る契約期間	年 月 日
----------------	-------

- 注 1 連携先の農業者等との関係については、新規又は拡充に○を付けること。
- 2 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に、又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に、又は拡大して生産された農畜産物等をすべて引き受けること。
- 3 認定中小企業者が使用する加工施設又は販売施設の取得等を行う場合は、連携先の農業者等と最低 5 年以上の契約を締結し、安定的な取引関係を継続すること。
- 4 認定中小企業者が施設を使用する場合において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める、連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達割合は少なくともおおむね50パーセントを超えること。
- 5 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

別記第 7 号様式北海道農業改良資金借用証書特約条項第 1 条第 5 号中「会社整理」を「特別清算」に改める。

別記第 8 号様式の 1 の事項注 3 の事項中「認定中小企業者」の次に「又は認定製造事業者等」を加え、「(3)のイ」を「(4)」に改める。

別記第11号様式中「又は認定中小企業者」を「、認定中小企業者又は認定製造事業者等」に改める。

別記第15号様式中「又は認定中小企業者」を「、認定中小企業者又は認定製造事業者等」に改め、「（認定中小企業者」の次に「又は認定製造事業者等」を加え、「(3)のイ」を「(4)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の北海道農業改良資金等貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき貸付けされた農業改良資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道農業改良資金等貸付規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「（漁船の原動機又は原動機により発生する電力を動力源とする設備（省エネルギーに資するものとして知事が定めるものに限る。以下「省エネルギー型設備」という。）であって、総トン数10トン以上の漁船に固定されるものの取得又は改造に必要な資金にあっては1.55パーセント）」及び「（省エネルギー型設備であって、総トン数30トン未満の漁船に固定されるものの取得又は改造に必要な資金にあっては1.55パーセント）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第228号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第 1 項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成22年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指 定 番 号 第66号
- (2) 指 定 の 区 域 河東郡鹿追町美蔓西19線23番 5 の一部、23番 6 の一部、23番13の一部及び23番18の一部
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の 2 第 3 号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第 2 号
- 2 (1) 指 定 番 号 第67号
- (2) 指 定 の 区 域 白糠郡白糠町庶路39番 1 の一部

- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
- 3(1) 指 定 番 号 第68号
- (2) 指 定 の 区 域 白糠郡白糠町庶路39番1の一部
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号

北海道告示第229号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市双見町4の1（次の図に示す部分に限る。）、
266の4
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市汐首町419（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 白老郡白老町字竹浦842（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに函館市役所及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第230号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 函館市木直町221の4（次の図に示す部分に限る。）、
221の5
- 2 指 定 の 目 的 落石の危険の防止
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第231号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡江差町字桧岱284
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桧岱284（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 美唄市字滝の沢2294の1地先・字滝の沢原野2300の2地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、2300の1・2300の2・2302の1・2302の3・2520の1・2520の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、2521、字美唄2295の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡美深町字清水329（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに美唄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第232号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年

法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 余市郡余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町字赤石528の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第235号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類 北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 松前郡福島町字館崎
上磯郡知内町字湯ノ里、字重内、字中ノ川及び字森越
上磯郡木古内町字建川、字鶴岡、字新道、字本町、字木古内、字大平、字札苅、字幸連、字橋呉及び字亀川
北斗市茂辺地、茂辺地市ノ渡、柳沢、三好、水無、桜岱、添山、押上、大工川、中野、清川、千代田、清水川、開発、白川、稲里、市渡及び村山
亀田郡七飯町字鶴野、字飯田町、字桜町及び字緑町
- 4 立入期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

北海道告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 夕張岩見沢線 北海道札幌土木現業所	岩見沢市毛陽町479番地先から同市毛陽町470番1地先まで 岩見沢市毛陽町465番1地先から同市毛陽町419番1地先まで	平成22. 4. 1 同
道道 江別恵庭線 北海道札幌土木現業所	恵庭市戸磯592番2地先から同市戸磯581番41地先まで	平成22. 3. 26
道道 東雁来江別線 北海道札幌土木現業所	江別市大麻217番6地先から同市大麻217番1地先まで	同
道道 大沼公園鹿部線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字大沼町597番地先から同郡七飯町字大沼町575番1地先まで	同
道道 小黒部鯨川線 北海道函館土木現業所	檜山郡江差町字中網町21番1地先から同郡江差町字中網町341番地先まで	同
道道 赤川函館線 北海道函館土木現業所	函館市赤川町109番1地先から同市赤川町105番5地先まで 函館市赤川町101番1地先から同市赤川町99番1地先まで	同 同
道道 上磯厚沢部線 北海道函館土木現業所	檜山郡厚沢部町館町71番3地先から同郡厚沢部町館町96番5地先まで	同
道道 乙部港線 北海道函館土木現業所	爾志郡乙部町字緑町1番地先から同郡乙部町字緑町119番1地先まで	同
道道 鷹栖江丹別線 北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町2340番3地先から同郡鷹栖町5656番1地先まで	同
道道 瑞穂旭川停車場線 北海道旭川土木現業所	旭川市東旭川町瑞穂1540番3地先から同市東旭川町米原470番1地先まで 旭川市東旭川町倉沼42番34地先から同市東旭川町倉沼47番7地先（河川敷地）まで	平成22. 3. 30 同
道道 上雨紛台場線 北海道旭川土木現業所	旭川市神居町共栄1093番1地先から同市神居町共栄1092番1地先まで 旭川市神居町台場20番10地先から同市神居町富岡421番1地先（河川敷地）まで	平成22. 3. 26 同
道道 士別滝の上線 北海道旭川土木現業所	士別市朝日町字登和里国有林上川北部森林計画区2063林班た小班地先から同市朝日町字登和里国有林上川北部森林計画区2064林班ち小班地先まで	同
道道 天人峡美瑛線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町国有林上川南部森林計画区351林班い小班地先から同郡美瑛町国有林上川南部森林計画区352林班い小班地先まで 上川郡美瑛町字横牛710番63地先から同郡美瑛町字横牛710番186地先まで	同 同
道道 鷹栖東鷹栖比布線	上川郡比布町2624番10地先から同郡比布町2623番6地先まで	同

中 愛 別 上 川 線 北海道旭川土木現業所	上川郡上川町字越路59番1地から同郡上川町字越路102番2地先まで	前	23.97mから 40.14mまで	194.07m	—
		前	8.23mから 32.40mまで	218.85m	—
麓 郷 山 部 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	富良野市7278番1地先から同市7275番1地先まで	後	23.97mから 40.14mまで	194.07m	—
		前	16.92mから 24.41mまで	609.47m	—
		前	20.69mから 30.66mまで	608.61m	—
		後	20.69mから 30.66mまで	608.61m	—
問 寒 別 佐 久 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	中川郡中川町字中川532番地先から同郡中川町字琴平225番4地先（河川敷地）まで	前	13.02mから 32.04mまで	381.44m	—
		前	8.58mから 32.04mまで	390.22m	—
		前	13.58mから 35.96mまで	378.90m	—
		後	13.58mから 35.96mまで	378.90m	—

北海道告示第238号

その関係図面は、北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第239号

その関係図面は、北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1 2級河川赤井川の項図面の欄中「第1号図から第4号図」を「第5号図から第7号図」に改める。

平成22年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | 路線名及び縦覧場所 | 区 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との重複区間 |
|---------------|--------------|------------------|----------------------|----------------------|--------|-----------|
| 上 厚 真 苦 小 牧 線 | 苫小牧市 | 宇弘132番18地先から同市宇弘 | 前 | 27.50mから
73.00mまで | 23.30m | —— |
| 北海道室蘭土木現業所 | 弘151番129地先まで | 後 | 27.50mから
73.00mまで | 23.30m | —— | |

北海道告示第240号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 河 川 の 名 称 二級河川新川水系新川
(2) 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
(3) 河 川 管 理 施 設 の 位 置 札幌市手稲区前田10条10丁目107番地先から同市西区発寒17条14丁目1088番地先まで
(4) 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 札幌市長 上田 文雄
住所 札幌市中央区北1条西2丁目
(5) 管 理 の 内 容
ア 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
イ 原則として道路専用施設に係る災害復旧
(6) 管 理 期 間 平成22年3月26日から道路の存続する日まで
- 2 (1) 河 川 の 名 称 二級河川新川水系中の川
(2) 河川管理施設の名称又は種類 左右岸堤防
(3) 河 川 管 理 施 設 の 位 置 (左岸) 札幌市手稲区前田10条10丁目106番6地先から同市手稲区前田9条9丁目101番3地先まで
(右岸) 札幌市手稲区新発寒7条11丁目1164番3地先から同市手稲区新発寒7条11丁目1164番6地先まで
(4) 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 札幌市長 上田 文雄
住所 札幌市中央区北1条西2丁目
(5) 管 理 の 内 容
ア 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
イ 原則として道路専用施設に係る災害復旧
(6) 管 理 期 間 平成22年3月26日から道路の存続する日まで

北海道告示第241号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 二級河川余市川水系赤井川
2 廃川敷地等が生じた年月日 平成22年3月26日
3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 右岸 余市郡赤井川村字赤井川89番3地先から同288番1地先まで、同288番1地先から同277番12地先まで、同277番12地先から同441番8地先まで
4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 12,212.33㎡

北海道告示第242号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

浦河旭町2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱20号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地番	標柱番号
浦河郡	浦河町	旭町	39番	1
同	同	同	同	2
同	同	同	40番	3
同	同	同	45番	4
同	同	同	同	5
同	同	同	43番	6
同	同	同	同	7
同	同	大通5丁目	99番1	8
同	同	同	同	9
同	同	旭町	42番1	10
同	同	同	同	11

浦河郡	浦河町	旭町	42番 1	12
同	同	同	43番	13
同	同	同	同	14
同	同	同	42番 1	15
同	同	同	同	16
同	同	同	41番 1	17
同	同	同	同	18
同	同	同	同	19
同	同	同	同	20

北海道告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成22年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
奥輪西第4沢川（Ⅰ－33－0200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市本輪西町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
奥輪西1の沢川（Ⅱ－33－0210）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市本輪西町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
スズキ沢川支流（Ⅰ－22－0170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡松前町字荒谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
釧路貝塚2丁目3（Ⅰ－9－14－2735）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路市貝塚2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路千歳町（Ⅰ－9－37－2758）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市千歳町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路春湖台4（Ⅰ－9－39－2760）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春湖台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
下寺の沢川（Ⅰ－93－1200）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保8丁目2 (Ⅰ－9－95－2816) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保8丁目3 (Ⅱ－9－83－2177) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 標茶開運7丁目1 (Ⅱ－9－69－2163) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡標茶町開運7丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 標茶茅沼 (Ⅱ－9－70－2164) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡標茶町茅沼 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 茅沼沢川 (Ⅰ－92－0200)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 川上郡標茶町茅沼 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室花咲 (Ⅰ－9－151－2872) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市花咲 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羅臼栄町3 (Ⅰ－9－193－2914) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 目梨郡羅臼町栄町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別千歳町1 (Ⅰ－3－49－1689) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市千歳町6丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別千歳町2 (Ⅰ－3－50－1690) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市千歳町6丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別常盤町 4 丁目 1 （I－3－52－1692） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市常盤町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別常盤町 4 丁目 2 （I－3－53－1693） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市常盤町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別青葉町（I－3－58－1698） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市青葉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭本輪西町 5 丁目 5 （I－3－268－1908） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市本輪西町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭本輪西町 5 丁目 6 （I－3－269－1909） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市本輪西町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭本輪西町 5 丁目 7 （I－3－270－1910） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市本輪西町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭本輪西町 5 丁目 8 （I－3－271－1911） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市本輪西町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭本輪西町 5 丁目 9 （I－3－272－1912） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市本輪西町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭本輪西町 5 丁目12（I－3－275－1915） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	---

室蘭市本輪西町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭本輪西町 4 丁目 1（Ⅰ－3－277－1917） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市本輪西町 4 丁目、5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭本輪西町 5 丁目 3（Ⅱ－3－351－2380） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市本輪西町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本輪西川 3 号沢川（Ⅰ－33－0250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市本輪西町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河旭町 2（Ⅰ－3－441－2081） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河郡浦河町旭町、大通 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前白神 6（Ⅰ－2－271－1309） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字白神（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前白神 7（Ⅱ－2－175－958） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字白神（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白神川支流沢（Ⅱ－22－0180） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字白神（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前荒谷 2（Ⅱ－2－176－959） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字荒谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	--

- 松前荒谷 3（Ⅱ－2－177－960）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字荒谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前荒谷 4（Ⅰ－2－276－1314）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字荒谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前荒谷 5（Ⅰ－2－277－1315）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字荒谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前荒谷 6（Ⅱ－2－178－961）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字荒谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路材木町 1（Ⅰ－9－17－2738）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市材木町 1（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路貝塚 2 丁目 1（Ⅰ－9－13－2734）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市貝塚 2 丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路緑ヶ丘・貝塚（Ⅰ－9－12－2733）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市緑ヶ岡・貝塚（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路貝塚 2 丁目 4（Ⅰ－9－15－2736）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市貝塚 2 丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路貝塚 2 丁目 5（Ⅰ－9－16－2737）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市貝塚 2 丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 1(1) 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・3・3号北3条通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成12年4月7日から平成25年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 2(1) 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・4・57号手稲左股通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成12年4月28日から平成25年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 3(1) 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・3・6号西5丁目・樽川通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成12年4月7日から平成26年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |

北海道告示第246号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 調達をする物品等の名称及び数量 | |
| ア パーソナルコンピュータ | 4台 |
| イ パーソナルコンピュータ | 1台 |
| ア及びイについては、それぞれの入札とする。 | |
| (2) 調達をする物品等の仕様等 | 入札説明書による。 |

- | | |
|----------------|--|
| (3) 納 入 期 日 | 平成22年6月15日 |
| (4) 納 入 場 所 | 入札説明書による。 |
| (5) 電子入札に関する事項 | この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難い場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。 |
| (2) | 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 |
| (3) | 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。 |

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- | | |
|-----|---|
| (1) | この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、ア及びイに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 |
|-----|---|

ア 申 請 の 時 期 平成22年3月26日午前9時から平成22年4月23日午後5時まで

ただし、紙により申請する場合で持参によるときは、北海道出納局会計事務センターに平成22年3月26日から同年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時までの間に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計事務センターに同年4月22日までに提出すること。

イ 申 請 の 方 法 北海道出納局会計事務センターの指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- | | |
|-----|--------------------------|
| (2) | 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 |
|-----|--------------------------|

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計事務センター

5 入札書の提出等

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 入 札 開 始 日 時 | 平成22年4月28日午前9時 |
| (2) 入札書提出締切日時 | 平成22年5月7日午後3時 |

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道出納局会計事務センターに平成22年 5 月 6 日まで提出すること。 (3) 開 札 場 所 北海道出納局会計事務センター (4) 開 札 予 定 日 時 平成22年 5 月 10 日午後 3 時 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の時期 ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの売買 173台 イ 予 定 時 期 平成22年 7 月ころ (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成22年 3 月 23 日付け北海道告示226号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 電子入札システム上及び北海道出納局会計事務センター (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道出納局会計事務センターのホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kjc/kjc2.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)の ア 及び 3 の(1)による。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局会計事務センター (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 電話番号 011-204-5076 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Personal Computer 4	b. Personal Computer 1 B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., May 10, 2010 (If mailed, bids must arrive no later than May 6, 2010) C. Contact : Accounting Administration Center, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-204-5076 道 立 緑 ケ 丘 病 院 告 示 北海道立緑ヶ丘病院告示第20号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年 3 月 26 日 北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式 2 落札を決定した日 平成22年 3 月 11 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京美装北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北 3 条西 3 丁目 1 番地 4 落札金額 39,942,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年 1 月 22 日付け北海道立緑ヶ丘病院告示第 1 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課 (2) 所在地 河東郡音更町緑が丘 1 番地 道教育委員会教育長告示 北海道教育委員会教育長告示第22号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
---	--

平成22年 3 月26日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成22年度において北海道教育委員会が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3項に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成22年 3 月26日に条件付一般競争入札の公告を行う北海道公立学校校務システム構築のためのプログラム開発業務委託契約
- (2) 資 格 北海道公立学校校務システム構築のためのプログラム開発業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道公立学校校務システム構築のためのプログラム開発業務委託

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 単独法人とする。
- (2) 平成21年北海道告示第8号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (3) 情報セキュリティマネジメント（I SMS）認証を受けていること、又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成22年 3 月29日（月）から同年 4 月23日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間に行わなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道教育庁総務政策局教育政策課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

- (3) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の

(1)による。

北海道教育委員会教育長告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年 3 月26日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
北海道公立学校校務システム構築のためのプログラム開発業務委託 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成23年 3 月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成22年北海道教育委員会教育長告示第22号に規定する北海道公立学校校務システム構築のためのプログラム開発業務委託契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁総務政策局教育政策課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 9 階会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道教育庁総務政策局教育政策課）
- (2) 入 札 日 時 平成22年 5 月 6 日（木）午前10時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3 に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 版用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（koyoiku.kyosei1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

なお、北海道教育庁総務政策局教育政策課のホームページ（<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の3の(1)によるほか次による。

(1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とあらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落札者決定基準

落札者決定基準は、入札説明書による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成22年 3 月31日（水）午前10時
イ 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 9 階会議室

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁総務政策局教育政策課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5719

9 Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

Commission for development of a data processing system for use in Hokkaido public

schools. 1 set

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M. May 6, 2010

C. Contact : Educational Policy Division, Bureau of Administration and Policy, Hokkaido Board of Education

Address : Kita 3, Nishi 7, Chuo-ku, Sapporo 060-8544 Japan

Phone : 011-204-5719

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成21年 8 月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成22年 3 月26日

北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月26日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第3号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改める。

第28条中「行う」を「、北見方面については北海道警察北見方面本部交通課長が行う」に改め、同条の表450号の項を削る。

別表3体幹不自由の項中「第3項症」を「第4項症」に改め、同表乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害移動機能の項障害の級別の欄を次のように改める。

1 級及び2 級

別表3に次のように加える。

肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 3 項症までの各 項症
--------	----------------	------------------------

別表 4 中

「高速自動車国道 北海道縦貫自動車道函館名寄 線	「二海郡八雲町立岩から上川郡剣淵町字剣淵まで
--------------------------------	------------------------

を

「高速自動車国道 北海道縦貫自動車道函館名寄 線	「二海郡八雲町東野から上川郡剣淵町字剣淵まで
--------------------------------	------------------------

に、

「高速自動車国道 北海道縦貫自動車道黒松内釧 路線	「勇払郡占冠村字上トマムから中川郡本別町共栄まで
---------------------------------	--------------------------

を

「高速自動車国道 北海道縦貫自動車道黒松内釧 路線	「勇払郡占冠村字シムカプ原野から十勝郡浦幌町字栄穂 90 番 1 まで
---------------------------------	--

に、

「一般国道 5 号	「函館市桔梗町から亀田郡七飯町字桜町まで
-----------	----------------------

を

「一般国道 5 号	「函館市桔梗町から亀田郡七飯町字桜町まで
一般国道 5 号	「寿都郡黒松内町字東川から寿都郡黒松内町字白井川ま で

に、

「一般国道 38 号	「白糠郡白糠町西 1 条南 2 丁目 1 番 28 から釧路市北 大通 6 丁目 2 番 1 まで
一般国道 38 号	「釧路市北大通 6 丁目 2 番 1 から釧路市大町 1 番 1

	「まで
--	-----

を

「一般国道 38 号	「白糠郡白糠町西 1 条南 2 丁目 1 番 28 から釧路市大町 1 番 1 まで
------------	---

に、

「一般国道 38 号	「芦別市北 5 条東 1 丁目から芦別市上芦別町 50 番 35 まで
------------	--

を

「一般国道 38 号	「芦別市北 5 条東 1 丁目から芦別市上芦別町 50 番 35 まで
一般国道 38 号	「赤平市字豊里 66 番 10 から赤平市茂尻元町北 6 丁目 45 番 1 まで

に、

「一般国道 40 号	「旭川市 4 条通 6 丁目 3 番 141 から上川郡比布町基線 7 号 480 番 6 まで
一般国道 40 号	「上川郡比布町基線 7 号 480 番 4 から名寄市字徳田 294 番 1 まで
一般国道 40 号	「名寄市字徳田 278 番 7 から名寄市字砺波 296 番 16 ま で
一般国道 40 号	「名寄市字砺波 680 番地 11 から稚内市大黒 2 丁目 9 番 まで
一般国道 40 号	「稚内市大黒 2 丁目 9 番から稚内市中央 2 丁目 1441 番 1 まで
一般国道 40 号	「名寄市字徳田 294 番 1 から名寄市字砺波 296 番 6 ま で
一般国道 40 号	「名寄市字砺波 296 番 6 から名寄市字砺波 680 番 11 ま で
一般国道 40 号	「名寄市字砺波 296 番 16 から名寄市字智恵文 1900 番 1 まで

を

「

一般国道40号	旭川市 4 条通 6 丁目 3 番141から稚内市中央 2 丁目1441番 1 まで
一般国道40号	名寄市字徳田294番 1 から中川郡美深町字美深666番10まで
一般国道40号	名寄市字砺波296番 6 から名寄市字砺波680番11まで

」

に、

「

一般国道40号	天塩郡豊富町上サロベツ574番 1 から天塩郡豊富町上サロベツ5537番 1 まで
---------	---

」

を

「

一般国道40号	天塩郡幌延町元町51番 1 から天塩郡豊富町上サロベツ5537番 1 まで
---------	---------------------------------------

」

に、

「

一般国道228号	函館市石川町434番 7 から北斗市中野通まで
----------	-------------------------

」

を

「

一般国道228号	函館市石川町434番 7 から北斗市柳沢33まで
----------	--------------------------

」

に、

「

一般国道333号	上川郡上川町字上越75林班わ小班から北見市仁頃町239番 1 まで
一般国道333号	北見市仁頃町180番から北見市端野町二区534番 9 まで

」

を

「

一般国道333号	上川郡上川町字上越75林班わ小班から北見市端野町二区534番 9 まで
----------	-------------------------------------

」

に、

「

一般国道337号	夕張郡長沼町南長沼東 3 南 7 から江別市美原1141番 2 まで
----------	------------------------------------

」

を

「

一般国道337号	夕張郡長沼町南長沼東 3 南 7 から江別市美原454番 4 まで
----------	-----------------------------------

」

に、

「

一般国道450号	上川郡上川町字上越76林班り小班から紋別郡遠軽町白滝139番 3 まで
一般国道450号	上川郡比布町北 8 線12号2356番 7 から上川郡上川町天幕まで
一般国道450号	紋別郡遠軽町旧白滝から紋別郡遠軽町丸瀬布南丸まで

」

を

「

一般国道450号	上川郡比布町北 8 線12号2356番 7 から紋別郡遠軽町丸瀬布南丸まで
----------	---------------------------------------

」

に、

「

一般国道452号	芦別市北 4 条東 1 丁目12番 3 から芦別市本町749番地まで
----------	------------------------------------

」

を

「

一般国道452号	芦別市北 4 条東 1 丁目12番 3 から芦別市旭町142番14まで
一般国道452号	芦別市北 1 条東 1 丁目17番から芦別市本町14番 2 まで

」

に、

「

道道 中札内インター線	河西郡中札内村大通北 1 丁目19番 1 地先から河西郡中札内村協和東 3 線248番 9 地先まで
-------------	--

」

を

「

道道 中札内インター線	河西郡中札内村大通北 1 丁目19番 1 地先から河西郡中札内村協和東 3 線248番 9 地先まで
道道 落部インター線	二世郡八雲町東野258番地先から二世郡八雲町東野835番 2 地先まで
道道 占冠インター線	勇払郡占冠村字シムカブ原野48番 5 地先から勇払郡占

」

冠村字シムカブ原野48番2地先まで

に改める。

別記様式第3号の2中

視覚	聴覚	平衡機能	上肢	下肢	等 級
体幹	脳原性運動機能（		上肢・移動		
心臓	腎臓	呼吸器	膀胱又は直腸		級
小腸	免疫	療育(A)	精神（1級）		

を

視覚	聴覚	平衡機能	上肢	下肢	等級
体幹	脳原性運動機能（		上肢・移動		
心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう又は直腸		級
小腸	免疫	肝臓	療育(A)	精神（1級）	

に改める。

附則に次の3項を加える。

- 7 第28条の規定により北海道警察北見方面本部交通課長が行う事務は、同条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間は北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊長が行うものとし、同年4月1日から当分の間は北海道警察本部旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊長が行うものとする。ただし、緊急を要するためやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 8 第28条の規定により北海道警察函館方面本部交通課長が行う事務は、同条の規定にかかわらず、当分の間、北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊長が行うものとする。ただし、緊急を要するためやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 9 第28条の規定により北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊長が行う事務のうち、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線に係るものは、同条の規定にかかわらず、当分の間、北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊長が行うものとする。ただし、緊急を要するためやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は平成22年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定及び附則に3項を加える改正規定（附則第7項に係る部分に限る。）は同年3月28日から、第7条第2項の改正規定は同年4月19日から施行する。
- （道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成元年北海道公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

- 3 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成19年北海道公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

